

平成 22 年 2 月

静岡県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

平成22年 2 月22日 開会

平成22年 2 月22日 閉会

静岡県後期高齢者医療広域連合議会

目 次

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第121条の規定による説明のための出席者	2
職務のための出席者	2
開 会	2
日程第1 議席の指定について	2
日程第2 会議録署名議員の指名について	3
日程第3 会期について	3
日程第4 一般質問について	3
日程第5 静岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する 条例の一部改正について	5
日程第6 静岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の 一部改正について	7
日程第7 平成21年度静岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業 特別会計補正予算(第2号)	8
日程第8 平成22年度静岡県後期高齢者医療広域連合一般会計予算	9
日程第9 平成22年度静岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計予算	10
閉 会	12

平成22年 2 月静岡県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

○議事日程

平成22年 2 月22日（月）午後 2 時45分開会

- 日程第 1 議席の指定について
- 日程第 2 会議録署名議員の指名について
- 日程第 3 会期について
- 日程第 4 一般質問
- 日程第 5 静岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
- 日程第 6 静岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部改正について
- 日程第 7 平成 21 年度静岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 8 平成22年度静岡県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
- 日程第 9 平成22年度静岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計予算

○本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 9 まで

○出席議員（17人）

- | | | | |
|--------|-------------|--------|-----------|
| （ 1 番） | 滝 口 達 也 君 | （ 2 番） | 土 屋 源 由 君 |
| （ 3 番） | 高 林 一 文 君 | （ 4 番） | 太 田 順 一 君 |
| （ 5 番） | 阿 南 澄 男 君 | （ 6 番） | 八 木 啓 仁 君 |
| （ 7 番） | 楠 田 一 男 君 | （ 9 番） | 渡 邊 嘉 郎 君 |
| （10 番） | 鈴 木 史 鶴 哉 君 | （11 番） | 石 原 茂 雄 君 |
| （12 番） | 石 井 直 樹 君 | （13 番） | 野 村 寛 君 |
| （14 番） | 田 村 典 彦 君 | （15 番） | 梶 繁 美 君 |
| （16 番） | 杉 山 勇 君 | （17 番） | 吉 永 満 榮 君 |
| （18 番） | 櫻 井 泰 次 君 | | |

○欠席議員（1人）

- （ 8 番） 三 上 元 君

○説明のための出席者（7人）

広域連合長	小嶋善吉君	事務局長	大橋芳幸君
事務局次長	高井晋一君	資格管理室長	原田猛一君
保険料室長	寺田克久君	医療給付室長	荒川克紀君
電算室長	中村祥和君		

○職務のための出席者（3人）

書記長	森山誠君	書記	鍋田賢仁君
書記	鈴木治幸君		

午後2時45分開会

○議長（八木啓仁君）ただいまの出席議員は17名であります。

よって、定足数に達しておりますので、平成22年2月静岡県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

この際、私から諸般の報告として、5点の報告を申し上げます。

はじめに、議員の異動について、ご報告申し上げます。閉会中にいずれも市議会議員区分で選出されていた渡辺敏昭議員、杉山功一議員、酒井基寿議員から辞職願が提出され、昨年7月27日付けで許可をいたしました。このことにより、3名が欠員になりましたが、昨年8月4日告示の静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙において、滝口達也議員、土屋源由議員、高林一文議員が当選されましたので、ご報告申し上げます。また、鈴木尚前議員が1月18日に、大橋俊二前議員が1月28日に、それぞれ任期を満了されております。

次に、本日、広域連合長から静岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてほか4件の議案が提出されております。

次に、監査委員から平成21年度静岡県後期高齢者医療広域連合定期監査及び平成21年6月分から平成21年12月分の現金出納検査の結果について報告がありお手元に配布されております。

次に、2010年2月4日付けで静岡県社会保障推進協議会会長林克氏及び静岡県高齢期運動連絡会会長杉山次郎氏から後期高齢者医療制度に関する陳情が提出され、陳情書の写しをお手元に配布してありますので、ご承知おきください。

次に、平成22年1月21日付けで連合長から静岡州市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の変更の専決処分についての報告があり、お手元に配布されております。

以上で、諸般の報告を終わります。本日の日程はお手元に配布のとおりであります。

日程第1 議席の指定について

○議長（八木啓仁君）日程第1、議席の指定を行います。議員の異動に伴い、改めて議席の指

定を行います。新たな議席は、ただ今ご着席の議席を指定いたします。

日程第2 会議録署名議員の指名について

○議長（八木啓仁君）日程第2、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第72条の規定により、議長において、滝口達也議員及び櫻井泰次議員を指名いたします。

日程第3 会期について

○議長（八木啓仁君）日程第3会期についてを議題といたします。お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日1日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（八木啓仁君）ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日1日限りと決定いたしました。

日程第4 一般質問について

○議長（八木啓仁君）日程第4、一般質問を議題といたします。発言通告順により、梶繁美議員の質問を許します。梶繁美議員。

○議員（梶繁美君）一般質問を行う梶繁美と申します。よろしく申し上げます。私は後期高齢者医療制度の廃止について、を質問させていただきます。

後期高齢者医療制度は、平成20年4月から施行され、制度施行当初は、制度周知の不足から名称や保険料等に批判が集中し、被保険者を始め、多くの国民に不安が生じたものの、保険料の軽減対策や市町の努力により、今日では、安定的な運営がなされております。

しかし、昨年9月の政権交代によりまして、新政権により、後期高齢者医療制度の廃止を表明され、廃止後の新たな制度の具体的なあり方を協議するため、厚生労働大臣の主宰による高齢者医療制度改革会議が設置されております。

この会議で、現行の制度を廃止し新制度を構築することや年齢で区分するという問題を解消することなどの6項目の基本的な考え方に沿って議論が進められ、本年夏には中間案、年末に最終案を取りまとめ、平成23年春に法案を成立させた後、2年間の準備期間をおき、平成25年4月から新制度を施行するというスケジュールが示されております。広域連合は、このような動きに対して、どのような対応をしていくのか伺いたい。

○議長（八木啓仁君）答弁願います。事務局長。

○事務局長（大橋芳幸君）後期高齢者医療制度の廃止についてお答え申し上げます。

新制度に移行するにあたっては、新制度が幅広い国民の信頼と納得が得られる制度になることはもちろん、被保険者に不安や混乱なく新制度に移行すること、また、現行制度の継続期間においても、これまでに行われた保険料軽減措置を継続実施することなどが必要と考えており、これらの考えを全国の広域連合が加入する全国後期高齢者医療広域連合協議会を通して、昨年、

国に対して要望してまいりました。また、高齢者医療制度改革会議の委員として、当該協議会の会長が選出されましたので、各広域連合の意見も反映されるものと考えております。今後も、国の動向、特に高齢者医療制度改革会議の状況を注視し、全国後期高齢者医療広域連合協議会を通じて必要な要望をするとともに、現行制度廃止までの間は、関係市町と連絡を密にし、現行制度の円滑な運営に努めてまいりたいと考えております。

○議長（八木啓仁君）再質問はありますか。

○議員（梶繁美君）なし。

○議長（八木啓仁君）以上で、梶繁美議員の質問を終わります。引き続き、発言通告順により、渡邊嘉郎議員の質問を許します。渡邊嘉郎議員。

○議員（渡邊嘉郎君）ただ今、議長から質問の許可をいただいた渡邊であります。それでは通告に従いまして、被保険者資格証明書の交付について一般質問をさせていただきます。

高齢者の医療の確保に関する法律等関係法令により、特別の事情もなく1年以上にわたり、保険料の滞納がある被保険者に対しては、保険証の返還を求め、これに代わる被保険者資格証明書を交付することとなっております。

本県広域連合においても、この交付に係る要綱等も制定されたと報告を受けているところありますが、昨年、11月2日第173回臨時国会の衆議院予算委員会におけます長妻厚生労働大臣の答弁の中で、「75歳以上の方から保険証を取り上げる資格証明書という制度がございませぬけれども、この資格証明書を原則として交付しないということです。」と発言があったところです。そこで、本県広域連合において、資格証明書の取扱いに変更が生ずるのかどうか今後の方針をお伺いしたい。

○議長（八木啓仁君）答弁願います。事務局長。

○事務局長（大橋芳幸君）被保険者資格証明書の取扱いにつきましては、昨年11月2日の大臣答弁に先立ち、厚生労働省より10月26日付にて「被保険者資格証明書の厳格な運用の徹底について」に関する通知がございました。昨年5月20日付の通知「資格証明書の運用に係る留意点等について」に沿った厳格な運用の徹底を求めています。また、事前に交付検討事案の報告を行うこととされており、事案によっては、厚生労働省による交付中止の要請があること、また、交付された場合は概要を公表していくとされております。本広域連合におきましても、資格証明書の交付する要件として、被保険者証の有効期限が通常より短い期間に設定しました短期被保険者証の更新を1回以上行った方としており、昨年8月に初めて短期被保険者証の交付を行い、この2月には第一回目の更新も済ませたところであります。

現在、この短期被保険者証を交付されている方が、本年8月に2回目の更新を迎えるため、資格証明書を交付する対象者となる訳ですが、5月20日の通知に沿って従来の方針通り、保険料の納付につき十分な収入等があるにもかかわらず納付指導に応じない、若しくは、納付誓約を履行しようとしなない悪質な者に交付する予定です。特別の事情のある者や所得の少ない者については、現在の収入、生活状況等を個々に具体的に把握した上で、賦課されている保険料を

現に負担する能力の有無を適切に判断し、負担能力が無いと認められる場合、若しくは資格証明書を交付することにより必要な医療を受ける機会が損なわれると認めた場合には、交付に至らないようにしてまいります。

○議長（八木啓仁君）渡邊議員、再質問はありますか。

○議員（渡邊嘉郎君）はい。

○議長（八木啓仁君）渡邊嘉郎議員。

○議員（渡邊嘉郎君）もう一点お聞きしたい。ただいまの答弁で、資格証明書の交付については慎重な姿勢であることが解りましたが、それでは、現在、短期被保険者証を交付している該当者は何名おられるのか、また、その方達に資格証明書を交付する可能性があるのか伺いたい。

○議長（八木啓仁君）答弁願います。事務局長。

○事務局長（大橋芳幸君）2月19日現在、9市町20名の方々に短期被保険者証を交付しております。今後、この中から市町にて徴収困難な方を報告していただく訳ですが、この方達の未納が解消されない場合には、本年8月に資格証明書の交付対象となる可能性があります。

ただし、先程、お答えいたしましたとおり、交付決定する段階におきまして、対象者の生活状況等を個々に具体的に把握した上で機械的な交付に至らないようにしてまいります

○議長（八木啓仁君）渡邊議員、再々質問はありますか。

○議員（渡邊嘉郎君）ありません。

○議長（八木啓仁君）以上で、渡邊嘉郎議員の質問を終わります。これにて、一般質問を終了します。

日程第5 議案第1号静岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

○議長（八木啓仁君）日程第5、議案第1号静岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてを議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。事務局長。

○事務局長（大橋芳幸君）それでは、ご説明いたします。議案第1号静岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてです。この改正は、平成22年度及び平成23年度の保険料率の算定及び平成22年度における低所得者に対する保険料軽減策等を実施するため、当該条例の一部を改正するもので、内容は、平成22年度及び平成23年度の所得割率を、100分の7.11とし、被保険者均等割額を、被保険者1人につき3万6,400円とすること、及び、平成21年度において実施した被用者保険の被扶養者であった方の被保険者均等割額を9割軽減とする措置と均等割額が7割軽減の方の均等割額を8.5割軽減とする措置を平成22年度以降も継続するものであります。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（八木啓仁君）以上で、提案理由の説明は終了いたしました。これより質疑に入ります。

あらかじめ、阿南澄男議員から質疑の通告がありますので、発言を許します。阿南澄男議員。

○議員（阿南澄男君） 保険料率の算定について質疑を行います。ご承知のとおり、保険料は医療給費等を賄うための重要な財源であり、同時に、被保険者の方々一人ひとりに保険料を負担していただくことで、後期高齢者医療制度を支えていただいているものであります。法律では、保険料は2年を通じて財政の均衡を保つことができるものでなければならないとされており、当広域連合も法律の趣旨にそって、平成22年度、23年度の保険料率を算定したものだと思っています。

さて、今回、議案第1号「静岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について」において、保険料率案が示されました。

これによりますと所得割率は、平成20年度、21年度が6.84%だったものが、平成22年度、23年度は7.11%。均等割額が36,000円から36,400円へそれぞれ引き上げとなっております。

この保険料率引き上げの要因は、どのようなことが考えられたのか、また、保険料率引き上げを抑制するために何か対策をとったのか、お伺いをいたします。

○議長（八木啓仁君） 答弁願います。事務局長。

○事務局長（大橋芳幸君） 保険料率の算定についてお答え申し上げます。

まず一点目の保険料率引き上げの主な要因でございますが、一つ目の要因は、一人当たり医療費の上昇が考えられます。この一人当たり医療費は平成22年度が前年度比1.89%の上昇、平成23年度が前年度比1.7%の上昇と見込んでおります。

二つ目の要因は、医療給付費の算定期間が、平成20年度、21年度は23ヶ月であったのに対し、平成22年度、23年度では24ヶ月で算定していることが上昇の要因と考えられます。

二点目の保険料率の引き上げを抑制するための対策でございますが、国においては現行制度を廃止するまでの間の措置として、高齢者の医療の確保に関する法律を改正し、財政安定化基金交付金を保険料の増加抑制に活用することができるようにすることを予定しています。これに加え、広域連合における平成21年度決算見込みから算出した剰余金を全額活用し、保険料の増加を抑制することとしています。

当広域連合においても、財政安定化基金交付金を約21億円、剰余金を約30億円見込んで保険料率を算定いたしました。この財政安定化基金交付金及び剰余金の活用の結果、軽減前の一人当たり保険料額を約5,600円引き下げる効果がありました。

○議長（八木啓仁君） 再質疑はありますか。

○議員（阿南澄男君） 議長。

○議長（八木啓仁君） 阿南澄男議員。

○議員（阿南澄男君） 引き続き、平成22年保険料軽減対策について質疑を行います。

保険料の増加を抑制するような対策により、一定の効果があったことは理解しましたが、そうは申しましても被保険者の立場から言えば、保険料が引き上げになることに変わりありません。

そこでお聞きしたいのは、平成22年度の保険料軽減対策がどのようになるか、また、低所得者に充分配慮した内容であるかをお伺いいたします。

○議長（八木啓仁君）答弁願います。事務局長。

○事務局長（大橋芳幸君）平成22年度の保険料軽減対策についてお答えします。

平成22年度の保険料の軽減は、平成21年度までに実施していた、所得に応じた均等割額の9割軽減、8.5割軽減、5割軽減、2割軽減、被用者保険の被扶養者だった方の均等割額の9割軽減、所得に応じた所得割額の5割軽減をすべて継続いたします。保険料率算定結果における、一年当りの保険料軽減対象者数については、均等割額の軽減対象者数が、約22万4千人で、被保険者数約44万7千人のほぼ半分でございます。所得割額5割軽減が、対象者数約4万4千人で、被保険者数のほぼ1割と推計しております。これらの割合は平成21年度とほぼ同程度となっておりますので、平成21年度に引き続き低所得者に対して充分配慮がなされたものとなっていると考えております。例えば、単身世帯の場合の年金収入だけの方の保険料の上昇額でございますが、年金収入で153万円までの方は、引き上げの影響はございません。

また、年金収入153万円を超える方についても、平均的な厚生年金受給者である、年金収入201万円の方で年間900円の上昇となります。

○議長（八木啓仁君）再々質疑はありますか。

○議員（阿南澄男君）ありません。

○議長（八木啓仁君）再々質疑なしと認めます。以上で、阿南澄男議員の質疑を終わります。これにて、質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。本件に対する討論の通告はありません。これにて、討論を終了いたします。

これより議案第1号について、採決いたします。本件については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」〕

ご異議なしと認めます。よって本件については、原案のとおり可決することに決しました。

日程第6 議案第2号静岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部改正について

○議長（八木啓仁君）日程第6、議案第2号静岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部改正についてを議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。事務局長。

○事務局長（大橋芳幸君）それでは、ご説明いたします。議案第2号静岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部改正についてです。

この改正は、国が、平成21年度において実施した保険料軽減策を、平成22年度以降も継続して実施することを決定したことに伴い、国の所要額が円滑運営臨時特例交付金として交付さ

れるので、これを基金に積立て処分するため条例の一部改正を行うもので、内容は、平成 20 年度及び平成 21 年度において広域連合が行う保険料軽減の財源とする場合に限り、基金を処分することが認められていたものを、平成 22 年度以降の保険料軽減の財源とする場合も認めることとするものです。

以上でございます。よろしく お願い申し上げます。

○議長（八木啓仁君）以上で、提案理由の説明は終了いたしました。これより質疑に入ります。

本件に対する質疑の通告はありません。これにて、質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。本件に対する討論の通告はありません。これにて、討論を終了いたします。

これより議案第2号について、採決いたします。本件については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（八木啓仁君）ご異議なしと認めます。よって、本件については、原案のとおり可決することに決しました。

日程第 7 議案第 3 号平成21年度静岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）について

○議長（八木啓仁君）日程第 7、議案第 3 号平成21年度静岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）についてを議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。事務局長。

○事務局長（大橋芳幸君）それでは、ご説明いたします。議案第 3 号静岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）です。

歳入歳出予算をそれぞれ 19 億 7,455 万 3 千円増額するものであります。内容は、平成 22 年度における保険料について、平成 21 年度の保険料軽減策を継続して実施することを決定したことに伴い、今年度中に国より円滑運営臨時特例交付金が新たに交付されること、並びに、後期高齢者医療制度の廃止決定に伴い、電算システム開発の事業を中止することなどにより予算の補正を行うものであります。また、先ほどの電算システムの開発については、債務負担行為を計上しておりましたので、事業の中止に伴い、第 2 条で、債務負担行為を廃止するものであります。

以上でございます。よろしく お願い申し上げます。

○議長（八木啓仁君）以上で、提案理由の説明は終了いたしました。

これより質疑に入ります。本件に対する質疑の通告はありません。これにて、質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。本件に対する討論の通告はありません。これにて、討論を終了いたします。

これより議案第7号について、採決いたします。本件については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

{ 「異議なし」 }

○議長（八木啓仁君）ご異議なしと認めます。よって、本件については、原案のとおり可決することに決しました。

日程第8 議案第4号平成22年度静岡県後期高齢者医療広域連合一般会計予算

○議長（八木啓仁君）日程第8、議案第4号平成22年度静岡県後期高齢者医療広域連合一般会計予算を議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。事務局長。

○事務局長（大橋芳幸君）それでは、議案第4号平成22年度静岡県後期高齢者医療広域連合一般会計予算についてご説明いたします。議案書の9ページをお願いします。

第1条は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億4,026万7千円と定めます。第2条は、歳出予算については、各項間で過不足を流用できるものとしてしております。

次に12ページ第1表、歳入歳出予算歳入でございます。1款1項負担金は、県内市町の負担金でございます。2款1項国庫負担金及び3款1項県負担金は、保険料の不均一賦課による減額分の補填でございます。4款1項財産運用収入は、財政調整基金の運用利子、6款1項繰越金は、21年度決算による繰越金でございます。

次に13ページ、歳出でございます。1款1項議会費は、議員報酬や会議旅費、2款1項総務管理費は、事務局職員9名の人件費負担金や事務用電算機器等の賃借料、2項選挙費は、選挙管理委員会の開催経費、3項監査委員費は監査の実施に必要な経費が主なもので、3款1項社会福祉費は、保険料の不均一賦課にかかる国・県負担金相当額を特別会計に繰り出すものでございます。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（八木啓仁君）以上で、提案理由の説明は終了いたしました。

これより質疑に入ります。本件に対する質疑の通告はありません。これにて、質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。本件に対する討論の通告はありません。これにて、討論を終了いたします。

これより議案第4号について、採決いたします。本件については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

{ 「異議なし」 }

○議長（八木啓仁君）ご異議なしと認めます。よって、本件については、原案のとおり可決することに決しました。

日程第 9 議案第 5 号平成22年度静岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別
会計予算

○議長（八木啓仁君）日程第 9、議案第 5 号平成22年度静岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計予算を議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。事務局長。

○事務局長（大橋芳幸君）それでは、議案第 5 号平成 22 年度静岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計予算についてご説明いたします。議案書の 27 ページをお願いします。第 1 条は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 3,164 億 8,523 万円と定めます。第 2 条は、一時借入金の借り入れの最高額を 200 億円と定めます。第 3 条は、歳出予算については各項間で過不足を流用できるものといたします。

次に 30 ページ第 1 表、歳入歳出予算歳入でございますが、1 款 1 項市町負担金は、県内市町からの事務費負担金、保険料負担金、保険基盤安定負担金及び療養給付費負担金でございます。2 款 1 項国庫負担金は、国からの療養給付費負担金及び高額医療費負担金でございます。2 項国庫補助金は、国からの調整交付金及び健康診査事業費補助金でございます。3 款 1 項県負担金は、療養給付費負担金及び高額医療費負担金でございます。2 項財政安定化基金支出金は、県が設置する財政安定化基金からの交付金でございます。4 款 1 項支払基金交付金は、国民健康保険等の医療保険からの後期高齢者交付金でございます。5 款 1 項特別高額医療費共同事業交付金は、著しく高額な医療に関する給付に係る交付金でございます。6 款 1 項財産運用収入は、臨時特例基金の運用利子でございます。8 款 1 項一般会計繰入金は、保険料の不均一賦課にかかる国・県負担金の繰り入れでございます。2 項基金繰入金は、臨時特例基金からの繰入金でございます。

次に 32 ページ、歳出でございますが、1 款 1 項総務管理費は、医療費通知等の通信運搬費、診療報酬明細書点検業務等の委託料、事務局職員 21 名の人件費負担金が主なものでございます。2 款 1 項 療養諸費は、療養給付費、訪問看護療養費、移送費及び審査支払手数料でございます。2 項 高額療養諸費は、高額療養費及び高額介護合算療養費でございます。3 項その他医療給付費は、葬祭費でございます。3 款 1 項県財政安定化基金拠出金は、県が設置する財政安定化基金に積み立てる拠出金でございます。4 款 1 項特別高額医療費共同事業拠出金は、特別高額医療費共同事業交付金の拠出金でございます。5 款 1 項健康保持増進事業費は、健康診査費でございます。6 款 1 項基金積立金は、臨時特例基金の運用利子を臨時特例基金に積み立てるものでございます。7 款 1 項公債費は、一時借入金の利子でございます。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（八木啓仁君）以上で、提案理由の説明は終了いたしました。これより質疑に入ります。

あらかじめ、楠田一男議員から質疑の通告がありますので、発言を許します。楠田一男議員。

○議員（楠田一男君）平成 22 年度の健康診査についてご質問します。

後期高齢者の健康診査については、糖尿病等のさまざまな生活習慣病を早期発見にすること

により、適切に医療につなげて重症化を予防し、被保険者が健康で長生きできるよう推進するとともに、その結果として医療費を抑制する大切な事業であると考えます。国においては、昨年秋、制度開始後の受診率低下を懸念して、全国の広域連合に健康診査受診率の向上計画策定を求め、また新年度予算には、財政支援のために前年対比 27%増の約 45 億円を要求するなど、健康診査の充実を図っています。当広域連合の当初予算案についても、健康診査費については、昨年に比べ 8 千 2 百万円増の 9 億 4 千 4 百万円を計上していますが、市町と協力して、より一層この事業を着実に実施していただけるよう期待しているところです。

そこで、健康診査について、広域連合の制度開始からの受診率の状況と、平成 22 年度の健康診査をどのように展開していくのか伺いたい。

○議長（八木啓仁君）答弁願います。事務局長。

○事務局長（大橋芳幸君）平成 22 年度の健康診査についてお答え申し上げます。

平成 20 年度の後期高齢者健康診査の受診率は 22.27%でしたが、平成 21 年度は 23.77%と 1.5%程上昇する見込みです。上昇を見込む理由は、制度開始初年度に見られた健診開始時期の遅れがなくなったこと、制度の周知がさらに図られていることが挙げられます。

平成 22 年度は、広域連合全体の目標受診率を 26.90%としており、その具体的な取り組みとしては、各市町の広報誌やホームページで健康診査の目的や受診方法を幅広く周知する、被保険者の利便性を考慮し、各市町において生活機能評価、がん検診等他の健診と同時に実施する、健康診査の申込み方法について特定健診の申込み方法と同様に、全被保険者に受診券を郵送する体制作りを推進する、健診未受診者に対し、各市町の広報誌等で健診を受診する再勧奨を行う、という 4 項目を重点に、受診率向上に向けて、市町とさらに連携を密にして実施していきたいと思っております。

○議長（八木啓仁君）再質疑はありますか。

○議員（楠田一男君）ありません。

○議長（八木啓仁君）再質疑なしと認めます。以上で、楠田一男議員の質疑を終わります。これにて、質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。本件に対する討論の通告はありません。これにて、討論を終了いたします。

これより議案第 5 号について、採決いたします。本件については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（八木啓仁君）ご異議なしと認めます。よって、本件については、原案のとおり可決することに決しました。以上で、本日の日程は、すべて終了いたしました。この際、広域連合長から発言を求められておりますので、これを許します。広域連合長、ご登壇ください。

○広域連合長（小嶋善吉君）2 月定例会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。ただいまは、後期高齢者医療に関する条例の一部改正をはじめとして、平成 22 年度の一般

会計予算、特別会計予算など各種議案について御議決を賜り、まことにありがとうございました。今後も、後期高齢者医療制度の安定した運営のために、皆様からいただくご意見はもとより、国の動向を十分に把握し、市町としっかり連携をとりながら、業務に精励してまいります。

議員各位におかれましては、一層のご理解・ご協力を賜りますよう、お願い申し上げます、ごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（八木啓仁君）これにて、平成22年2月静岡県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会といたします。

午後3時30分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 八 木 啓 仁

議 員 滝 口 達 也

議 員 櫻 井 泰 次